

## コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

### 凡例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。改正法と整備等政令を除き、特に断りがない限り、改正後の規定を指すものとします。

正式名称	略称
金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律（令和八年法律第十五号）	改正法
金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令	整備等政令
金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第二百二十八号）	金融機能強化法
金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令（平成十六年内閣府令第六十七号）	金融機能強化府令
金融機関等の組織再編成の促進のための特別措置に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第八十八号）	組織再編成府令
信用金庫及び信用金庫連合会の優先出資に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第十六号）	信組優先出資府令
企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）	開示府令
投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十九号）	投信法施行規則
労働金庫及び労働金庫連合会の金融機能の強化のための特別措置に関する命令（平成十六年内閣府・厚生労働省令第七号）	労金金融機能強化命令
中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針	地域金融機関向け監督指針
系統金融機関向けの総合的な監督指針	系統金融機関向け監督指針
漁協系統信用事業における総合的な監督指針	漁業系統監督指針

### 目次

項目	頁番号
1. 整備等政令関係	2
2. 金融機能強化府令関係	2
3. 組織再編成府令関係	7
4. 信組優先出資府令関係	8
5. 開示府令関係	8
6. 投信法施行規則関係	8
7. 労金金融機能強化命令関係	9
8. 地域金融機関向け監督指針関係	9
9. 系統金融機関向け監督指針・漁業系統監督指針関係	10
10. その他	11

No.	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
<b>1. 整備等政令関係</b>		
1	<p>以下のとおり意見する。なお、意見が重複しないよう同様の規定ぶりの箇所について改めて意見はしていないため、修正される場合には他の規定についても遺漏なきよう十分に注意されたい。(以下 No. 2、No. 7 から No. 9 まで及び No. 14 から No. 22 までにおいて同じ。)</p> <p>金融機能強化府令の一部改正では経過措置が示されているが、整備等政令では経過措置が伏せられているのはなぜか。改正法附則第二十一条において「附則第二条から第十六条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、『政令で定める。』」と規定されているところ、経過措置を政令で定めるのではないか。</p>	<p>金融機能強化府令の一部改正の附則においては、改正法附則第二条の規定の委任を受けた主務省令事項を規定しています。</p> <p>一方で、整備等政令においては、定めるべき改正法の施行に際し必要な経過措置がないと考えられるため、経過措置は規定していません。</p>
<b>2. 金融機能強化府令関係</b>		
2	<p>金融機能強化府令第二条柱書中「次に掲げる株式を取得する金融機関等の区分に応じ、『当該各号』に定める場合」と規定しているが、この『当該各号』が指し示す「各号」が直前に存在しないため、「次『の各号』に掲げる株式を取得する金融機関等の区分に応じ、当該各号に定める場合」と規定するのが適切ではないか。なお、組織再編成府令第二条第一項柱書ではそのように規定しているため修正すべきではないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、規定を修正しました。</p>
3	<p>金融機能強化法府令第五条第一項の独立員外監事の要件に関し、「取引関係のある者」及び「主要な取引先」について、特定協同組織金融機関等から消費者向けの融資（住宅ローン、カードローン等）を受け</p>	<p>ご指摘の「消費者向けの融資（住宅ローン、カードローン等）を受けている個人」や「融資取引をしている地方公共団体等」は、「取引関係のある者」に該当するものと考えます。</p>

No.	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
	ている個人も含まれるとの理解でよいか。	また、取引関係は、融資関係に限定されるものではありません。
4	金融機能強化法府令第五条第一項の独立員外監事の要件に関し、「取引関係のある者」及び「主要な取引先」について、会員外貸付として融資取引をしている地方公共団体等も含まれるとの理解でよいか。	その上で、「取引関係のある者」が「主要な取引先」に該当するか否かは、個別具体的な事案に即して実質的に判断されるべきものと考えます。
5	金融機能強化法府令第五条第一項の独立員外監事の要件に関し、「取引関係のある者」及び「主要な取引先」については、専ら融資取引を想定しているとの理解でよいか。したがって、産学との連携協定や、業務の提携等は含まれないとの理解でよいか。	
6	金融機能強化法府令第五条第一項の独立員外監事の要件に関し、「主要な取引先の使用人」については、当該使用人のその法人における経営・業務執行への関与度合によって、その独立性は異なるものと考えられる。 したがって、「重要な使用人」に限定した規定することや、もしくは使用人については個別具体的に判断することとし、一律に規定すべきではないと考える。	員外監事の独立性を確保する今回の制度改正の趣旨やその実効性を確保する必要性を踏まえれば、外形上も十分な独立性を確保することが重要であり、「主要な取引先」の使用人について、その経営・業務執行への関与度合等で独立性要件を差別化することは適当ではないと考え、原案を維持しています。
7	金融機能強化府令第五十四条第一項の最後の傍線の「この章及び『同号』」の『同号』は、直前のカッコ内の「第九条の九第二号」を指しているのか、カッコ外の「別紙様式第二号」を指しているのか紛れうるため、書き下して規定するのが適切ではないか。	一般に、同じ別紙様式を指す場合は「同様式」と規定し、ご指摘の「同号」が金融機能強化府令第百条の九第二号を指すことは明らかであるため、原案を維持しています。
8	金融機能強化府令第九十三条の二は新たに加えられた条であるが同条第二項の一部に傍線が付されているのは何を企図したものか。	ご指摘の傍線は削除しました。
9	金融機能強化府令第百十五条の七第一号において「『預金』の総額が五兆円未満である銀行等であること。」と規定しているが、この『預金』	一般に、銀行等が他者に預け入れる資金は「預け金」等と規定し、「預金」と規定した場合には、銀行等が他者（預金者）から受け入れ

No.	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
	<p>は他のものへのその銀行等の預金なのか、他のものからのその銀行等の預金なのか、あるいは双方を含むものなのか判然としないため「何の預金」なのか明確に規定すべきではないか。</p>	<p>る資金を指すことは明らかであるため、原案を維持しています。</p>
10	<p>金融機能強化府令第百十五条の五の「共同システム」の定義については、金融機関等の業務（預金・融資・為替）を合理化するため共同して利用する情報処理システムとされている。</p> <p>これは、狭い意味では勘定系システムを想定していると思料する（監督指針において、制度の意義として「勘定系システムの共同化」に関する枠組みである旨が記載されている）。</p> <p>他方で、条文の記載や本制度が認定を要する措置であることなどを踏まえると、預金・融資・為替の業務を合理化するためのシステムであれば、（本法令の趣旨に沿うものであることを前提に）必ずしも勘定系システムに限定されるものではないと理解して良いか。例えば、勘定系システムと関連する周辺システムなども、申請・認定等に当たって排除されないと理解してよいか。</p>	<p>ご指摘の「勘定系システムと関連する周辺システム」が具体的にどのようなシステムを指すのか、必ずしも明らかではありませんが、一般に「基幹系システム」と呼ばれる勘定系システムの共同化を資金交付の対象行為とすることを想定しており、その他のシステムの共同化を資金交付の対象行為とすることは想定していません。</p> <p>こうした今回の制度改正の趣旨を踏まえ、「共同化措置」の範囲を定める金融機能強化府令第百十五条の六等において、勘定系システムの共同化を念頭に、「共同システム」に該当する「基幹的な情報処理システム」の共同化が資金交付の対象行為であることがより明確となるよう、規定を修正しました。</p> <p>なお、資金交付の対象経費に該当するか否かは、個別具体的な事案に即して実質的に判断されるべきものですが、一般論としては、いわゆる「周辺システム」の整備に要する経費であっても、当該整備が勘定系システムの共同化と一体的に実施されるものであり、「その実施により共同システム利用金融機関等の業務の合理化及び収益性の向上が継続的に図られると見込まれる行為であって、当該共同システム利用金融機関等の利用者の利便の向上又は当該共同システム利用金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資すると認められるもの」（金融機能強化府令第百十五条の十二第四号等）と判断される場合には、当該経費は対象経費となり得るものと考えます。</p>
11	<p>金融機能強化法府令第百十五条の八第二項第二号の共同化措置実施</p>	<p>ご指摘の「貸借対照表等」や「株主資本変動計算書」は例示として</p>

No.	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
	<p>計画を提出する場合の添付書類について、特定法人の提出書類のうち、貸借対照表等（このうち特に損益計算書）と株主資本変動計算書については、特定法人の組織形態によって作成されない場合がある。</p> <p>当該特定法人において作成されない場合には、不要との理解でよい。その理解であるのであれば、その旨規定いただきたい（第百十五条の十五第二項第四号、第百十五条の十六の各条文についても同様）。</p>	<p>規定しているものであり、協同組織中央金融機関又は特定法人が共同化措置実施計画の提出に当たって添付書類として提出が求められる書類は「最近における業務、財産及び損益の状況を知ることのできる書類」です。</p>
12	<p>改正法における資金交付制度の期限延長・拡充においては、中小の地域金融機関等によるシステム共同化を支援する枠組みとして、「共同化措置実施計画の認定等」（金融機能強化法第四章の四第二節。以下「共同化」という。）が設けられている。</p> <p>金融機能強化法府令では、共同化の対象となる「共同システム」の定義が第百十五条の五、当該共同システムの設計または開発（共同化措置）の定義が第百十五条の六、共同化措置の実施に要する経費の定義が第百十五条の六に定められている。</p> <p>共同化は、金融審議会「地域金融力の強化に関するワーキング・グループ」報告書（2025年12月18日）を踏まえ策定された「地域金融力強化プラン」（2025年12月19日）において、「中小の地域金融機関について、地域経済の活性化に向けた取組を行うことを前提に、業務の効率化に資する勘定系システムの共同化に関する資金交付の枠組みを整備する」とされたことを受けて導入され、「勘定系システムの共同化」が念頭に置かれているものと理解している。</p> <p>以上を踏まえると、中小の地域金融機関等が、「勘定系システムの共同化」等の「共同化措置実施計画の認定等」の対象となる共同化の一環として、資金交付制度の直接的な対象とはならない共同システム</p>	<p>資金交付制度における対象経費に該当するか否かは、個別具体的な事案に即して実質的に判断されるべきものですが、一般論としては、ご指摘のような接続・移行に係る対応が、勘定系システムの共同化と一体的に実施されるものであり、「その実施により共同システム利用金融機関等の業務の合理化及び収益性の向上が継続的に図られると見込まれる行為であって、当該共同システム利用金融機関等の利用者の利便の向上又は当該共同システム利用金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資すると認められるもの」（金融機能強化府令第百十五条の十二第四号等）と判断される場合には、当該対応に要する経費は対象経費となり得るものと考えます。</p>

No.	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
	<p>(例. 一般社団法人全国銀行資金決済ネットワークが構築を検討している「新たな決済システム」※等)への接続・移行を行う場合には、これに係るシステム改修費用等は、金融機能強化府令第百十五条の十二に定める経費に該当し得るとの理解でよいか。</p> <p>※ 同システムは、振込決済の高度化や、金融犯罪対策の強化等を通じて、金融機関における業務の合理化、収益性の向上、地域経済の活性化等にも一定程度資することが期待される。</p>	
13	<p>資金交付制度について、システム共同化を支援し、地域金融機関の経営基盤を強化しようとする方向性には強く賛同します。</p> <p>近時、証券口座の不正アクセス・乗っ取り被害が多数発生している状況を踏まえ、金融機関のシステム基盤に求められる機能は、単なる効率化・共同化にとどまらず、利用者資産を守るための高度なサイバーセキュリティ対策にまで及んでいる。特に、ID・パスワード管理、多要素認証、不正ログイン検知、異常取引モニタリング、本人確認、顧客への即時通知、被害発生時の迅速な口座凍結・補償対応などは、金融機能の信頼性そのものに関わる重要な基盤。</p> <p>今回の資金交付制度では、共同システムの構築・加盟・統合・更改等が対象とされているが、当該共同システムが十分なセキュリティ水準を備えていなければ、被害が単一金融機関にとどまらず、共同利用先全体に拡大する危険がある。共同化は効率化の手段である一方、攻撃者にとっては標的最大化の入口にもなり得る。</p> <p>したがって、資金交付の対象経費には、共同システム整備費用だけでなく、ハッキング防止のためのサイバーセキュリティ強化費用を含めるべき。具体的には、多要素認証の高度化、不正アクセス検知シス</p>	<p>資金交付制度における対象経費に該当するか否かは、個別具体的な事案に即して実質的に判断されるべきものですが、制度上は、勘定システム共同化と一体的に実施されるものであり、「その実施により共同システム利用金融機関等の業務の合理化及び収益性の向上が継続的に図られると見込まれる行為であって、当該共同システム利用金融機関等の利用者の利便の向上又は当該共同システム利用金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資すると認められるもの」(金融機能強化府令第百十五条の十二第四号等)と判断される場合には、それに要する経費は対象経費となり得ることとしています。</p> <p>いずれにしても、金融庁としては、サイバーセキュリティの強化については、資金交付制度の活用の有無にかかわらず、利用者保護を確保していくためにも、各金融機関等がその規模・特性に応じて必要かつ十分な対策を講じることが重要と考えており、引き続き、各金融機関に適切な対応を促すとともに、その取組状況をフォローアップしてまいります。</p>

No.	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
	<p>テム、AI 等を活用した異常取引検知、脆弱性診断、第三者監査、インシデント対応訓練、被害者対応体制の整備等を対象経費として位置付け、クラウドミュトスの導入を必須条件とすべき事を求む。</p> <p>金融機能の強化とは、金融機関の経営合理化だけでなく、預金者・投資家・利用者資産の安心・安全が完全に保証される事を含むことは当然。資金交付制度の制度設計において、セキュリティ強化は必須要件または重点評価項目として明記されることを強く要望します。</p>	
14	<p>金融機能強化府令第百十五條の十五第二項柱書において「・・・共同化措置実施計画を変更しようとするときは、『当該変更』に係る・・・」と規定しているが、「変更し」は動詞であるため、『当該変更』では指し示すことは不適切ではないか。前者を「・・・共同化措置実施計画『の』変更『を』しようとするときは」とするか、後者を「『その』変更に係る」と修正すべきであると考えます。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、規定を修正しました。</p>
15	<p>金融機能強化府令第百十五條の十七において「・・・法第三十四條の十六第六項『(ただし書を除く。)]』の規定により・・・」とただし書きの部分を除く規定としているが、単に「・・・法第三十四條の十六第六項『本文』の規定により・・・」と規定すればよいのではないかと考えます。</p>	<p>金融機能強化法第三十四條の十九第二項の規定振りと平仄を合わせるため、原案を維持しています。</p>
<b>3. 組織再編成府令関係</b>		
16	<p>組織再編成府令第三条第一項において「法第二条第一項（第五号『、第八号及び第九号』から第十二号までを除く。）に規定する」と規定しているが、「法第二条第一項（第五号『及び第八号』から第十二号までを除く。）に規定する」と規定するのが適切ではないか。なお、金融機能強化府令第三条第一項柱書において「法第二条第一項第五号及び第</p>	<p>ご指摘を踏まえ、規定を修正しました。</p>

No.	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
	八号から第十三号まで」と規定しているため修正すべきではないか。	
<b>4. 信組優先出資府令関係</b>		
17	信組優先出資府令第一条第四号において「貸借対照表（関連する注記を含む。以下同じ。）、損益計算書（関連する注記を含む。以下同じ。）」と規定しているが、金融機能強化府令第三条第一項第二号のように「貸借対照表等（貸借対照表等（関連する注記を含む。）及び損益計算書（関連する注記を含む。）をいう。以下同じ。）」と規定して定義を飛ばすべきではないか。	規定内容に問題はなく、現行の信組優先出資府令においてもご指摘のような定義は設けていないため、原案を維持しています。
18	信組優先出資府令第二十四条の二第四号において「法第四十四条第三項『及び』第四項の規定により」と規定しているが、法第四十四条第四項は必ずしも同条第三項の規定の適用を前提としていないことから、「法第四十四条第三項『又は』第四項の規定により」と規定するのが適切ではないか。	ご指摘を踏まえ、規定を修正しました。
<b>5. 開示府令関係</b>		
19	開示府令第十六条の三第四号において「同法」を「優先出資法」と改めている箇所があるが、規定を適正化するのであれば、この際、「優先出資法『第二十五条第一項』に規定する優先出資者名簿」と条項まで含めて規定し直すべきではないか。	原案のとおりでも誤認は生じないと考えられるため、原案を維持しています。
<b>6. 投信法施行規則関係</b>		
20	投信法施行規則第二十一条第三項の傍線の「『同号』に掲げる行為の無効」の『同号』は、直前のカッコ内の「第五号」を指しているのか、カッコ外の「令第十四条第二号」を指しているのか紛れうるため、書き下して規定するのが適切ではないか。	ご指摘を踏まえ、規定を修正しました。

No.	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
<b>7. 労金金融機能強化命令関係</b>		
21	<p>労金金融機能強化命令第五条第一項第二号において「以下この条『、』第四章、第四章の三及び第四章の四において同じ。」と全て並列して「及び」で規定しているが、条と章ではカテゴリーが異なるため、「以下この条『並びに』第四章、第四章の三及び第四章の四において同じ。」とグループを分けて規定すべきではないか。</p>	<p>規定内容に問題はないため、用例も踏まえ、原案を維持しています。</p>
22	<p>労金金融機能強化命令第十条第三号において「当該各号」と規定しているが、直前までにおいて当該で指し示す「各号」が字句として存在せず、また、「前二号」を指しているのか「法第三十四条の十第一項第五号、第六号及び第八号」を指しているのかも明らかではないため、書き下して規定するのが適切ではないか。</p>	<p>労金金融機能強化命令第十条の二第一項第三号についてのご指摘と認識し、ご指摘を踏まえ、規定を修正しました。</p>
<b>8. 地域金融機関向け監督指針関係</b>		
23	<p>地域金融機関向け監督指針Ⅲ-4-17-7(2)①イの「信用供与」の範囲から除外されるものに関し、共同化措置実施計画と資金交付制度の関係については、共同化措置によって、地域金融の役割が維持されることが期待されているものと理解している。</p> <p>このため、本条項では、中小規模事業者等への与信の実質が確保されることを意図して「信用供与」の範囲から除外されるべきものを挙げているものと思料する。</p> <p>このうち、「個人向け貸出」については、現状の表現では個人事業者が含まれる（中小規模事業者等への与信の範囲から個人事業者が除かれてしまう）ように見受けられる。</p> <p>例えば、他の箇所で使用される「個人ローン又は住宅ローン」とい</p>	<p>地域金融機関向け監督指針Ⅲ-4-17-7(2)①ロにおいて、「中小規模事業者等」とは、中小企業者又は地元の事業者とする（Ⅲ-4-17-1(1)①及び②参照）」としており、Ⅲ-4-17-1(1)①及び②において、「中小企業者」及び「地元の事業者」に個人事業者を含むことを定義していますので、規定内容に問題はないため、原案を維持しています。</p> <p>また、Ⅴにおいても同様の取扱いとしています。</p>

No.	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
	った記載や、「個人向け貸出（個人事業者に係るものを除く。）」といった記載をご検討いただきたい（V-1-5-19についても同様）。	
24	地域金融機関向け監督指針V-1-5-1（1）の「顧問契約等の継続的な契約の相手方」について、例えば、監査法人からコンサルティングやアドバイザー等の監査業務以外の提供を受けている場合において、当該監査法人に所属する公認会計士や従業員については、「顧問契約等の継続的な契約の相手方」の使用人に該当するのか。	ご提示の事例については事案の詳細が明らかではありませんが、どのような者が「顧問契約等の継続的な契約の相手方」の使用人に該当するのかについては、個別具体的な事案に即して実質的に判断されるべきものと考えます。
25	<p>地域金融機関向け監督指針V-1-5-1（1）の独立員外監事の要件に関し、金融機能強化法第四条第一項第四号に定める要件を満たす監事（監事候補者）かどうかは、個別具体の事例によると考えられる。</p> <p>このため、金融庁・財務局においては、協同組織金融機関からの当該要件を満たす監事（監事候補者）かどうかについての事前の相談に応じていただきたい。</p>	ご指摘の点については、個別具体的な事案に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、必要に応じて、金融庁又は財務局において相談に応じてまいります。
<b>9. 系統金融機関向け監督指針・漁業系統監督指針関係</b>		
26	<p>金融機能強化法第三十四条の十六第四項第三号に規定する要件審査における「共同化措置の対象となるシステムに係るランニングコストが減少すること」の確認については、当該ランニングコストが、共同化措置による一時的要因および外的要因を除いた実質ベースで減少しているかという観点も踏まえて行われるものと考えております。</p> <p>つきましては、共同化措置の開始前後におけるランニングコスト比較の際に差し引くことができる対象について、系統金融機関向け監督指針Ⅲ-4-14-17(3)②（注2）および漁協系統監督指針Ⅲ-4-11</p>	ご指摘を踏まえ、銀行間決済システムの変更に対応するために生じる費用を合理的に区分して説明できる場合には、共同化措置の開始前後におけるランニングコスト比較の際に差し引くことができる旨を明記しました。

No.	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
	<p>－ 7（3）②（注2）においても、明確化の観点から、地域金融機関向け監督指針Ⅲ－4－17－7（3）②（注2）と同様に、「銀行間決済システムの変更に対応するために生じる費用」が含まれる旨の記載をご検討いただけますでしょうか。</p>	
<p><b>10. その他</b></p>		
<p>27</p>	<p>資金交付制度の経過措置等の要望</p> <p>（1）施行日前の共同システムへの加盟・移行に対する経過措置等  施行日前に先行的に共同システムへ加盟・移行したケースにおいては、当該共同システムの更改等のスケジュールの都合上、施行日前に移行せざるを得ない事情があったケースもある。</p> <p>したがって、施行日前に先行的に共同システムへ加盟・移行したケースについても、共同システムの更改等により、移行時期に実質的な制約があった場合等やむを得ない事情がある場合は、施行後の加盟・移行と実質的に同視し得るものとして、資金交付の対象となるよう、経過措置等について検討いただきたい。</p> <p>（2）客観的な要件・確認資料の明確化、申請・審査の簡素化</p> <p>（1）の経過措置等を設ける場合には、</p> <p>① 公平性・透明性を確保する観点から、契約書、請求書、支払記録、稟議書、工程表、進捗資料等により、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象経費の支出実績</li> <li>・既存システム契約の解除および違約金支払いの事実</li> <li>・当該時期の移行が合理的であった事情</li> <li>・BCP、利用者保護、不正対策、事務効率化等の政策効果が確認できる場合を対象とするなど、明確な運用基準を整備いた</li> </ul>	<p>法律の定めが必要となる改正法の遡及適用に関するご要望であり、今回の意見募集の対象である関係政令等に委任されている改正法の施行に伴い必要な経過措置等に対応できるものではありません。</p> <p>いずれにしても、金融庁としては、資金交付制度の公平性・公正性を確保する必要があり、制度の適用対象の範囲の設定に恣意性を排除しきれない遡及適用を設けることは適当ではないと考えます。</p> <p>なお、システム共同化に係る資金交付制度においては、勘定系システムの更改のタイミング次第で、資金交付の対象となり得る機会の有無が実質的に決まるという不公平な枠組みとならないよう、金融機関等の勘定系システムの更改期間等も踏まえ、10年間の申請期間を確保しています。</p>

No.	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
	<p>きたい。</p> <p>② 定型様式やチェックリストの活用、既存の監督提出資料との連携等により、申請金融機関および当局双方の事務負担を抑えた、簡素かつ迅速な運用に配慮いただきたい。</p>	